

令和6年度 飼料仕様書（単価契約関係）
 ○乳牛用飼料

品名	成分量	単位	その他の仕様等
乳用牛飼育用配合飼料	T D N 73.0 %以上 粗蛋白質 16.0 %以上 粗繊維 11.0 %以下 粗脂肪 2.0 %以上 粗灰分 10.0 %以下 カルシウム 0.50%以上 リン 0.40%以上 原材料区分の穀類の配合割合は50%以上とする	kg (バラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料安全法第3条に適合すること。 ・飼料原料中のトウモロコシ、脱脂大豆は非遺伝子組み換えであり、その証明が出来ること（生産から納品までの分別管理の証明書）。 ・非蛋白態チツンが配合されていないもの。 ・粒度が大きく、穀類が多く配合されているもの。 ・飼料の形状は、ペレットかバルキータイプであること。 ・通常1回の納入数量は、バラで6t程度である。 ・飼料は、当部所有既設のタンクに納品すること。 ・原材料について農水省が承認していないものを使用してはならない。 ・納入（納品）に際しては、平日の8時30分から17時00分の間に行うこと。 ・防疫について、発注者の指示を受け実施すること。 <p>・購入予定数量 114,000kg 購入予定数量はあくまで見込み量で、契約期間中の購入数量と異なることがある。また、過不足の保証も行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書による事情変更の場合の措置（契約金額の変更）については、毎月契約単価の変更ができるというものではなく、経済情勢その他の情勢の変化による物価変動で、真に契約単価の変更が必要と認める場合にのみ行うこと。 <p>特記仕様書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妨害又は不当介入に対する通報義務 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない時は、甲に履行期間の延長を請求することができる。